

新株予約権の会計と持分時価変動情報の開示*

Accounting for Contingent Equity and the Statement of Capitalization at Fair Value

野口 晃 弘(名古屋大学 教授)
Akihiro Noguchi, Nagoya University

要 約

新株予約権とは、予め定められた価格で予め定められた数の株式を購入することができる選択権を、その保有者に付与するものである。新株予約権は、いわゆる転換社債やワラント債などの資金調達手段に用いられる他、報酬制度としてのストック・オプションや敵対的買収防衛策としてのライツ・プランなどにも用いられている。

新株予約権の時価変動は、その金融商品としての性格上、重要な金額となる可能性がある。そして、その金額を損益計上するか否かとは異なる次元で、情報開示を充実させるべきか否かという観点からも議論しておく必要がある。

本稿では、新株予約権戻入益に関する会計基準を概観した上で、株式市場との関連からは、新株予約権戻入益を特別利益に計上する積極的な根拠が見いだされなかったというわが国における先行研究の結果と、そこで残された課題について述べる。そして、狭義資本説に基づき新株予約権を負債に分類し、新株予約権に関する時価変動差額を損益計上あるいは開示することの意義について検討する。

Summary

Stock purchase warrants issued with debt or convertible debts are popular forms of contingent equity financing. And they could be used for compensation purpose such as stock options and for other purpose like rights plan as anti-hostile takeover measure. Because the fluctuation of fair value of those options could be material, how those changes should be reported has to be discussed.

Prior study in Japan could not prove that the gains recognized from the lapse of stock options and stock purchase warrants were value relevant. But that does not mean liability classification of stock options and stock purchase warrants will not improve the value relevance. Because Japanese accounting only reflect the grant date fair value of the lapsed stock option and does not fully reflect the change in fair value of those options after the grant date. Further research is required to evaluate the value relevance of changes in fair value of contingent equity instruments.

1. 問題の所在

新株予約権とは、予め定められた価格で予め定められた数の株式を購入することができる選択権を、その保有者に付与するものである。新株予約権は、いわゆる転換社債やワラント債などの資金調達手段に用いられる他、報酬制度としてのストック・オプションや敵対的買収防衛策としてのライツ・プランなどにも用いられている。

IASBとFASBの共同プロジェクト「持分としての性格を有する金融商品」は、2010年10月以降、一時停止の状態にある。しかし、既に公開草案を公表する直前の段階まで進捗していたことから、その審議の過程において、いくつかの具体的な提案が示されていた。その一つが持分時価変動情報に関する明細表である。

新株予約権の時価変動は、その金融商品としての性格上、重要な金額となる可能性がある。その

*本研究はJSPS科研費22530477の助成を受けたものである。

金額を損益計上するか否かとは異なる次元で、情報開示を充実させるべきか否かという観点からも議論しておく必要がある。

本稿では、まず、新株予約権戻入益に関する会計基準を概観した上で、過去の実証研究で示されている結果と、そこで残された課題について述べる。次に、新株予約権に関する時価変動差額を損益計上あるいは開示することの意義について検討する。

2. 新株予約権戻入益

2.1 新株予約権に関する会計基準

現行のわが国の会計基準は、新株予約権を負債から排除したにもかかわらず、権利不行使による失効が生じた時点では、新株予約権として計上されている金額を期間利益に計上することが求められている（基準10号38項；適用指針17号6項；基準8号9項）。この点については、新株引受権が仮勘定として負債の部に表示されるようになった1994年以降の会計基準と比較して、損益計算上の取扱に変化はない。

これに対し、新株予約権に関するアメリカの会計基準は、1966年に公表されたAPB 10まで遡ることができ、当初より、ストック・ワラントは払込資本（資本剰余金）として会計処理するように指示されていた（APB 10, par.8）。現在のASC470-20-25-2でも、分離型ワラント債におけるワラントの対価として配分された金額については、払込資本として会計処理することが指示されている。

1948年に公表されたストック・オプションに関するARB 37では、ストック・オプションに伴う報酬費用を計上する仕訳で、引受済資本金（subscriptions for capital stock）と同種の勘定に貸方記入すべきであると指示している（ARB

37, par.13）。なお、ARB 37は委員21名中19名の賛成で承認されているが、Himmelblau氏の反対意見は、ストック・オプションが行使されずに失効した場合、他の負債の修正の場合と同様、利益剰余金に振り替えるべきであるというものであった。その後、1953年1月にARB 37は、投票しなかった議長を除く委員19名の賛成で改訂されているが、Mason氏は、失効した場合に資本拠出として扱うのは、権利確定しているストック・オプションの費用計上額に限られることが前提であることを指摘した上で、賛成している。Smith氏は、失効の際の会計処理が明示されていない点を問題として指摘している（ARB 37 Revised）。その後、ARB 37 (Revised) はARB 43 の第13章Bに組み込まれることになるが、その際も、Mason氏は上記の意見を述べている。

このように、ストック・オプションに伴って費用計上された金額は、権利行使された時点で、株式に対する拠出額に含まれることが指示されており（ARB 37 Revised, par. 14; ARB 43 Chapter 14, Section B, par.14）、失効した場合に、資本拠出として扱うのは、権利確定している部分に限定すべきであるという意見が述べられていることから、少なくとも権利確定後は、権利行使の有無にかかわらず、払込資本として扱うことが定着していたものと考えられる。APB 25においても報酬費用を計上する際の貸方科目の性格について明示されていなかったが、FAS 123では、持分証券を付与する報酬制度について、報酬費用を計上する際は持分（払込資本）に貸方記入することが指示されている（FAS 123, par.30）。FAS 123 (R) にもそれは踏襲されており（FAS 123 (R) , par.39）、現行のASC718-10-35-2まで引き継がれている。

国際基準についても同様であり、定められた数の当該会社の株式と定められた金額の現金との交

換によって決済される新株予約権であれば、資本性金融商品に分類されることになる（IAS 32, par.BC6）。

ドイツ商法272条2項2号では、株式転換権及び株式購入選択権に対する払込額を資本積立金として計上することが求められており、株主以外の者（株主になる前の段階）からの資本拠出が認められている点で、わが国とは異なっている。

これに対しイギリスでは、FRS 25によってIAS 32で指示されている会計処理が導入されるまで、FRS 4によって新株予約権に対して払い込まれた金額は株主基金（shareholders' funds）に貸方記入されるものの、失効した時点では総利得損失計算書（the statement of total recognised gains and losses）に振り替えるように指示されていた（FRS 4, pars.45-47）。こちらは、失効時点における会計処理がわが国の現行の会計基準に類似していた。

2.2 文献に見られる所見

Bennett (1916) をはじめ、Sunley & Carter (1944) など、20世紀前半までの株式会社会計に関する文献では、分割払込による新株発行の会計処理が、重要な論点として取り上げられていた。初期、たとえばHatfield (1909) の段階では、貸借対照表に計上される資本金の金額として授権総額から払込総額まで幅が見られたが、その後、徐々に、払込資本の増加を払い込まれた金額に限定する方向に、厳格化され集約されていった。

ストック・オプションの場合、権利行使により株式が発行される前に、役務提供という形で出資が履行されることになる。このため、分割払込における未払込部分ではなく、既に払込が完了している引受済資本金の金額について、資本計上すべきか否かという議論と整合的に論じられることになる。

ストック・オプションの失効に伴って戻入益を計上することに対し、Paton & Paton (1955) では、失効によって既に履行された労務出資がなかったことになる訳ではないことを理由に批判している。そして、ストック・オプションの失効を、分割払込の途中で失権した場合と同様の性格のものと捉え、いずれも既に履行された資本拠出なので、払込資本として扱うと述べている。

このように、ストック・オプションのような選択権も、株式が発行されるまでの授権から株券の交付に至る一連のプロセスにおける中間段階にあるものという意味で、同じ範疇で捉えられていたように思われる。20世紀の前半を通じて、払込資本の測定基準が厳格化されていった流れとは逆に、株券の交付に至るプロセスの早い段階から払込資本の増加は計上されており、払込資本の認識基準については、前倒し状態となっていた。

2.3 実証研究で示されている結果

アメリカでは、ワラントやストック・オプションが発行された段階から払込資本として会計処理されてきたため、その失効に伴って戻入益が計上されることはなく、そもそも戻入益の価値関連性を検証するためのデータを入手することが困難である。これに対し、わが国では、失効に伴って戻入益が計上されているため、その価値関連性に関する実証研究を行うことが可能な環境にある。

野口・乙政・須田 (2008) は、新株予約権戻入益（新株引受権戻入益）を含む会計利益が株式市場でどのようにプライシングされているか考察したものである。1999年3月期から2005年3月期を調査対象期間として、新株予約権戻入益を計上した110件のサンプルについて、分析が行われている。そこでは、新株予約権戻入益を含む会計利益が株式市場で割り引いて評価され、利益計算に新株予約権戻入益を含めても価値関連性は高ま

らないことを示す証拠が得られている。さらに、当期純利益を所与としたとき、新株予約権戻入益には追加的な株価説明力がないことが明らかにされ、比較的大きな新株予約権戻入益を計上した企業の会計利益が、株式市場で低く評価されることを示す結果も得られている。

したがって、株式市場との関連からは、新株予約権戻入益を特別利益に計上する積極的な根拠が見いだされなかったことになる。

3. 新株予約権の時価変動差額

3.1 時価変動差額の損益計上

新株予約権に関わる会計処理で、新株予約権の行使日における時価と簿価の差額が損益計上される場合に、転換社債における転換時の会計処理で市場価額法 (market value method) が適用された場合が考えられる。市場価額法では、転換社債の帳簿価額と転換により発行される新株の市場価額との差額を損益計上するものであるが、Flood (2013) によれば、資本取引によって損益が計上されることになるため、あまり用いられていないと説明されている。

転換社債における転換権の会計処理は、国際基準と米国基準で異なっている。国際基準 (IAS 32) では社債と転換権が区分され、前者は負債、後者は持分として会計処理されるのに対し、米国基準では、原則として、転換権を区分せず、普通社債と同様の会計処理を行う一括法が指示されている (ASC 470-20-25-12)。ただし、相当なプレミアム付で発行された転換社債の場合には、プレミアム部分を払込資本として扱うことも指示されており (ASC 470-20-25-13)、転換社債を発行しただけで、利益が計上される事態を招かないようにするための手当はなされている。

このように、米国基準では、転換社債を原則と

して一括法で処理するため、転換権の行使時点における市場価額と帳簿価額の差額を損益計上する市場価額法も、その時点で社債が償還されたと考えることにより、負債の決済に関する会計処理の原則に合致したものとして説明することが可能になる。しかし、区分法のもとでは、社債そのものの時価変動差額はそれほど大きくならないと考えられるため、転換社債の時価変動差額の大部分を占めると考えられる新株予約権部分の時価変動差額について、損益計上されることにはならない。

ストック・オプションの会計処理においても、Dillavou (1945, 324-325) が取引の全体を適切に開示するものとして支持していた方法 (行使日差額説) では、行使日における株価と行使価格の差額を営業費用として計上することによって、払込資本の増加を行使日における時価で測定し、資本金及び株式プレミアム勘定に貸方記入することになる。転換社債の転換時点における市場価額法も、ストック・オプションの行使日差額説も、厳密に考えれば、新株予約権の時価変動差額を測定して損益計上するものではないが、通常の発行条件のものであれば、損益計上される金額は、新株予約権の時価変動差額を反映させたものとなる。

ストック・オプションに関する行使日差額説については、1982年にAICPAから公表されたIssues Paperと1984年にFASBが公表したInvitation to Commentでも取り上げられており (AICPA, 1982, pars.105-107; FASB, 1984, pars.44-46)、行使日における株価と行使価格の差額を損益計上する会計処理については、1990年にFASBが公表した討議資料において、株式を発行する義務は負債と考えるView 2として取り上げられている (FASB, 1990, pars. 128-134)。

ストック・オプションに関する現行の国際基準 (IFRS 2) では、付与日における持分証券の公正価値に基づいて会計処理が行われ (par.11)、権

利確定日後は権利不行使による失効が生じて、それに伴って修正は行わない（par.23）。ただし、付与された持分証券の公正価値について、信頼できる測定値が得られないという特殊な状況の場合には、最終的に決済（行使あるいは失効）されるまで、每期評価替えを行いながら、本源的価値で測定し、差額を損益計上するように指示されている（par.24）。アメリカの会計基準でも、非公開会社において、付与日における公正価値を合理的に測定することができない場合には、本源的価値で測定し（ASC 718-10-30-22）、権利行使その他決済されるまで、每期評価替えを行って、差額を損益計上する方法が指示されている（ASC 718-20-35-1）。いずれにしても、持分証券に関する時価変動差額が損益計上されるのは、ごく限られた場面である。

3.2 時価変動差額の開示

前に述べたように、ごく限られた例外的な状況を除き、持分証券については、原則として発行後の時価変動差額は損益計上されない。しかし、ストック・オプションについての時価変動は、開示することが指示されている。これは、経営者が結果としてどれだけ報酬を受け取っているかを明らかにすべきであるという企業統治上の要請によるものと考えられる。

株式報酬に関する国際基準（IFRS 2, par.45）では、期中に行使されたストック・オプションについて、その数と行使価格の加重平均及び行使日における株価の加重平均を開示するように指示されており、行使日差額を求めることができるようになってきている。期末の未行使残高についても、権利行使可能となっている分を明示して、その数と行使価格の加重平均を開示することが求められており（par.45）、期末における本源的価値を計算することは可能となっている。アメリカの会計基

準では、期末において権利確定しているストック・オプションの本源的価値の総額に加え、期中に行使されたストック・オプションについて、本源的価値合計そのものの開示が求められている（ASC 718-10-50-2）。

このようにストック・オプションについては報酬の開示という観点から、付与日における公正価値に基づく損益計算上の報酬費用の計上とは別に、ストック・オプションの時価変動の結果を示す開示が行われている。

持分プロジェクトが一時停止となる前の2010年3月に、持分証券及び長期債務証券の期中の変動を示す持分時価変動明細表（statement of capitalization at fair value）の開示が提案されていた（IASB Update March ,11, 2010）。具体的な様式もIASB/FASBの2010年3月11日の会議資料（IASB agenda reference 2/FASB memo reference89）に示されているが、非償還資本（普通株式・優先株式・新株予約権）、条件付償還資本（優先株式・転換社債）、償還資本（優先株式・長期債務）に区分し、それぞれについて期首残高に期中の発行額を加え、取得額あるいは失効額を控除し、さらに公正価値の変動を加減して期末残高を示すというものである。

3.3 狭義資本説

Ohlson & Penman（2005）では、新株予約権のような条件付持分請求権について、負債に分類して公正価値へ継続的に評価替えを行い、利息要素については損益計上、公正価値の変動についてはその他の包括利益累計額に加減した上で、配分して純利益に振り替える方法を提案している。持分概念を既存の普通株主に帰属する部分に限定し、条件付持分請求権については、最終的な時価変動差額に基づいて損益計上がなされるようにしている。この考え方に従えば、既存普通株主のみ

が持分権者であり、新株予約権者のような条件付持分請求権者は債権者として全く異なる扱いを受けることになる。

ここで、Ohlson & Penman (2005) は、会計処理は法的形式よりも経済的実質を優先させる立場を支持しているようであるが、法的形式に依存せずに、既存普通株主と条件付持分請求権者を区別することは必ずしも容易ではない。わが国で広く用いられるようになっている株式報酬型ストック・オプション（行使価格を名目額とするストック・オプション）のような場合、両者の境界線をどのように引くのか、必ずしも容易ではない。たとえば、行使価格を1円とする株式報酬型ストック・オプションが付与された場合に、それが実質的に普通株式の発行と同じであるとして、普通株式の発行と同様に会計処理するとしても、どこまで行使価格が高ければ、そのようなストック・オプションを条件付持分請求権として扱うことになるのか、何らかの方法で決定しなければならない。逆に、法的形式に従って持分権者と条件付持分請求権者を区別しようとするれば、両者の境界線は形式の選択によって、恣意的に線引きできるようになってしまう。

FASB (2007) の予備的見解で示された最も劣後する持分証券のみを持分として扱う狭義資本説 (basic ownership approach) では、実質的に持分を定義しながら、持分証券の範囲を恣意的に狭くすることはできても、広げることができないようになっている。時価変動に伴う損益計上を回避したいのであれば、持分証券の範囲を狭くするインセンティブは働かないので、結果的に恣意的な操作が行われる可能性は低くなる。そして、そのような会計基準の下では、新株予約権のみならず優先株式の発行まで敬遠され、株主持分の構成が単純化されるのではないかと思われる。

4. 残された課題

わが国の会計基準では、新株予約権を株主資本から排除し、権利不行使による失効については戻入益を計上するものの、権利行使された場合には、株式と同様に扱い、行使日における株価と行使価格の差額を損益計上しない。しかし、戻入益の価値関連性に関する実証研究では、そのような会計処理を支持する根拠は得られていない。

新株予約権に関する時価変動情報の持つ有用性に関しては、さらに検証が必要とされており、新株予約権を負債に分類し、時価変動差額を損益計上することに関しても、議論する必要がある。ストック・オプションに関して、Kirschenheiter et. al. (2004) は時価変動差額を損益計上する会計処理の合理性を説明しており、また、Landsman et. al. (2006) はモデルを利用して分析を行った上で、実証研究を行っているが、まだ先行研究は限られている。

須田先生と、新株予約権に関する時価変動差額の価値関連性を検証するための研究ができなかったことが、残念でならない。

《参考文献》

- American Institute of Certified Public Accountants, Task Force on APB Opinion 25, Accounting Standards Division, 1982. Issues Paper, Accounting for Employee Capital Accumulation Plans.
- Accounting Principles Board, 1966. APB Opinion No.10, Omnibus Opinion-1966.
- Accounting Principles Board, 1967. APB Opinion No.12, Omnibus Opinion-1967.
- Accounting Principles Board, 1969. APB Opinion No.14, Accounting for Convertible Debt and Debt Issued with Stock Purchase Warrants.
- Accounting Principles Board, 1972. APB Opinion No.25, Accounting for Stock Issued to Employees.
- Accounting Standards Board, 1993. Financial Reporting Standard 4, Capital Instruments.
- Accounting Standards Board, 2004. Financial Reporting

- Standard 25 (IAS 32), Financial Instruments: Disclosure and Presentation.
- Bennett, R. J., 1916. Corporation Accounting. The Ronald Press Company, New York, USA.
- Flood, J. M., 2013. GAAP 2013 Interpretation and Application of GENERALLY ACCEPTED ACCOUNTING PRINCIPLES. John Wiley & Sons, Inc., New Jersey, USA.
- Chopping, D., Skerratt, L., 1994. The Application of FRS 4: Capital Instruments. The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, London, UK.
- Committee on Accounting Procedure, 1948. Accounting Research Bulletin No.37, Accounting for Compensation in the Form of Stock Options.
- Committee on Accounting Procedure, 1953. Accounting Research Bulletin No.37 (Revised), Accounting for Compensation Involved in Stock Option and Stock Purchase Plans.
- Committee on Accounting Procedure, 1953. Accounting Research Bulletin No.43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins.
- Dillavou, E. R., 1945. Employee stock options. The Accounting Review 20 (3), 320-326.
- Financial Accounting Standards Board, 1984. Invitation to Comment, Accounting for Compensation Plans Involving Certain Rights Granted to Employees.
- Financial Accounting Standards Board, 1990. Discussion Memorandum, Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both.
- Financial Accounting Standards Board, 1995. Statement of Financial Accounting Standards No.123, Accounting for Stock-Based Compensation.
- Financial Accounting Standards Board, 2004. Statement of Financial Accounting Standards No.123 (revised 2004), Share-Based Payment.
- Financial Accounting Standards Board, 2007. Preliminary Views, Financial Instruments with Characteristics of Equity. Financial Accounting Series No.1550-100.
- Financial Accounting Standards Board, Accounting Standards Codification.
- Hatfield, H. R., 1909. Modern Accounting: Its Principles and Some of its Problems. D. Appleton and Company, New York, USA.
- 五十嵐邦正, 2010. 「ドイツ商法における資本準備金」『商学集志』第80巻第1号, 1-23.
- 五十嵐邦正, 2012. 『ドイツ会計制度論』 森山書店.
- 生駒道弘, 1967. 『ストック・オプションの研究』, 初版, 評論社.
- International Accounting Standards Board, International Accounting Standard 32, Financial Instruments: Presentation.
- International Accounting Standards Board, 2010. IASB Update (March 11 2010). Retrieved December 12, 2012, from <http://media.ifrs.org/IASBUpdate11March10.html>
- International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standard 2, Share-based Payment.
- 企業会計基準委員会, 2008. 企業会計基準適用指針第17号『払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理』財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会, 2008. 企業会計基準第8号『ストック・オプション等に関する会計基準』財務会計基準機構.
- 企業会計基準委員会, 2008. 企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』財務会計基準機構.
- Kirschenheiter, M., Mathur, R., Thomas, J. K., 2004. Accounting for employee stock options. Accounting Horizons 18 (2), 135-156.
- Landsman, W. R., Peasnell, K. V., Pope, P. F., Yeh, S., 2006. Which approach to accounting for employee stock options best reflects market pricing? Review of Accounting Studies 11 (2-3), 203-245.
- 日本公認会計士協会, 1994. 「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」『JICPA ジャーナル』第6巻第5号, 125-129.
- 野口晃弘・乙政正太・須田一幸, 2008. 「新株予約権の失効に伴う会計処理」, 須田一幸編著『会計制度の設計』初版, 白桃書房, 397-414.
- Ohlson, J. A., Penman, S. H., 2005. Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms' Common Stock Performance with Particular Attention to Employee Compensation Options. White Paper Number One, CEASA Columbia Business School.
- Paton, W. A., Paton, Jr., W. A., 1955. Corporation Accounts and Statements. The MacMillan Company, New York, USA.
- 斎藤静樹, 2004. 「ストック・オプションの費用と資本金会計」『會計』第165巻第3号, 1-16.
- 斎藤静樹, 2006. 「株式購入オプションの会計基準とその争点」『會計』第170巻第1号, 1-14.
- Sunley, W. T., Carter, W. J., 1944. Corporation Accounting (Revised Edition). The Ronald Press Company, New York, USA.